

入札者心得書

(競争入札の参加者の資格)

第1条 競争入札には、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約（仮契約）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(建設工事に係る一般競争入札の参加者の資格)

第2条 建設工事に係る一般競争入札及び落札制限付一般競争入札に参加する者は、前条第1項及び第2項に該当しないもので、かつ、次に該当するものでなければならない。

- (1) 2年以上工事請負業に従事していること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事以外の建設工事にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。

(物品納入又は役務提供に係る一般競争入札の参加者の資格)

第2条の2 物品納入又は役務提供に係る一般競争入札に参加する者は、第1条第1項及び第2項に該当しないもので、かつ、国税及び地方税を滞納していないものでなければならない。

(参加者の資格の証明)

第2条の3 入札者は参加資格について、関係官公署又はこれに準ずる者の証明する書類を指定する日までに管理者に提出しなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札者は、入札書提出前に入札保証金を納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行、農林中央金庫、商工中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が確実と認めた担保

- 3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保についてそれぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の規定及びその例による金額
 - (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
 - (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が確実と認めた担保 別に定める額
- 4 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、開札が終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約（仮契約）を締結した後に還付する。
- 5 落札者は、入札保証金を契約保証金の一部又は全部に充当することができる。
- 6 落札者が契約（仮契約）を締結しないときは、入札保証金は組合に帰属する。

（入札等）

第4条 入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書（仮契約書）案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、入札者の氏名又は名称を表記し、押印のうえ、封書にして、公告又は通知書に示した日時に提出しなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の手換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 4 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。
- 6 入札書の提出は、直接持参の方法によらなければならない。ただし、管理者が別の方法を指定した場合は、その方法によらなければならない。

（入札の辞退）

第5条 一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

- 2 指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を管理者に提出しなければならない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札する金額又は入札の意思についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。
- 3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるもののした入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札
(同価入札の取扱い)

第9条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第10条 落札者は、契約を締結するときまでに契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

- (1) 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券
- (2) 銀行若しくは管理者が確実と認めた金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が確実と認めた担保

3 前項第2号の担保の価値は、その保証とする金額とする。

4 第3条第3項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

(契約書の取り交わし)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日（契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があった旨の通知を受けた日から7日）以内に契約書（仮契約書）を取り交わさなければならない。ただし、契約（仮契約）締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときは、その期限）までに契約書（仮契約書）を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

(保証人)

第12条 落札者は、契約（仮契約）を締結するときは、建設工事若しくは1件100万円を超えない製造の請負の場合又は物品の買入れの場合及び保証人を立てることを免除された場合を除き、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人が死亡し、又はその資格及び能力を失ったときは、遅滞なくこれに代わる保証人を立てなければならない。

(契約書（仮契約書）の提出部数)

第13条 落札者は、契約書（仮契約書）を2通（保証人を置く場合は、3通）管理者に、提出しなければならない。